

Title	英国の選挙法改正 (下)
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.6 (1918. 6) ,p.789(85)- 800(96)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180600-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に米人の費消する經費は——選舉に關する費用のみにして俸給は之を加算せず——獨逸に於ける聯邦各國君主王室費の總計を凌駕するの右様なり。事情既に斯の如し。隨て知名の政治家なりと推稱せられ或は獨逸に於て盛に祝福せられつゝあるが如き人々の人物價值如何は大凡推して知る可きのみ。彼等は決して國民の選良には非ざるなり。Hasbach氏の掲げたる極めて興味ある表に就て見るに一八九六年以後の選舉に係る市俄古縣會議員七百二十三人中殺人罪の判決を受けたる者七人、殺人の嫌疑を受けて法廷に立ちたる者十人家宅侵入罪の爲に嘗て處刑せられたることある者三十六人掏摸三人賭博場所有者七人妓樓主人二人居酒屋主人二百六十五を算せり。」

殊に『一八九六年以後の選舉に係る市俄古縣會議員七百二十三人』の一句に就ては不審に堪えざりしよりハースバッハを參照せしに被選公職候補者豫選會 *convention* の記事のうちに左の如く見えて茲に縣會議員とあるは豫選會代議員のことたることを明にせり。さればチェムマンの原文は大體に於て引例を誤り叙事誇張に過

ぎざりしと云ふ可きなり。

Die Macht der Berufspolitiker steigt natürlich mit dem Sinken des Wertes der Konvente, und die Zusammensetzung der Konvente ist abhängig von der Qualität ihrer Wähler. Die Stadtkonvente und die Konvente der Grafschaften, in denen eine Grosse Stadt liegt, enthalten die am wenigsten achtungswerten Mitglieder Unter den 723 Delegierten der Grafschaftskonventes, dem Chicago angehört, befanden sich 1896 17 Personen, die wegen Totschlages vor einem Gerichtshof gestanden hatten und von denen sieben verurteilt worden waren, 36 waren wegen Einbruchs bestraft, 2 wegen Taschendiebstahles, 7 besaßen Spielhollen, 2 waren Bordellwirte; am stärksten waren die Schankwirte vertreten, sie hatten

es auf die statliche Zahl von 265 gebracht.

英國の選舉法改正(下)

占部百太郎

元來この一八九六年にシカゴ市に開會せるクック縣(同市を含む)の豫選會代議員の記事は翌年九月發行 *American Review of Reviews* 登載の R. M. Easley の論文 *The sine qua non of Caucus Reform* を以て公にされ米國の政黨を論ずる著書に於て數ば引用せられたるなり。故に何人もチェムマンの曲筆に欺かるるものなからん。植原氏の譯本には左に示すか如く譯字の妥當ならざるもの一二を見受けたり。

世代	Dynasty	王朝	二四頁
家柄	caste	種姓	二六頁
運命	lot	籤	二八頁
滿員	full	一杯	一八八頁
民政	civil service	文官	二二一頁
投票紙	ballot	無記名投票	三二七頁

英國の新選舉法は昨年五月庶民院に提出せられ同十二月同院を通過して直ちに貴族院に回送せられた。貴族院では昨年十二月中旬頃から同案の討議を始め、婦人に選舉權を與る條項をレフェレンダムに問ふ可しとの動議其他の修正説が出たけれど、何れも否決せられたが、或る選舉區に比例代表制を行ふ可しとの修正説は遂に同院多數の賛成する所となり、これが爲一時庶民院との間に確執を生じて同案は不成立に畢らむかの形勢を呈せしが、幸に兩院の交譲に依りて二月六日無事通過を見直ちに國王の裁可を経て法律となつた。此の如くしてグレート・レフォル

ムと稱せられたる一八三二年の選舉法改正にも譲らざる英國政界の大改革、或は寧ろ一種の革命は遂行せられた。是も偏へに大戦争の賜物に外ならぬ。然し選舉法は成立したけれど貴族院の修正に繋る、二人或は其以上を選出する大學選舉區(都合拾一人)并に一百人の都市及び州部の議員をば比例代表制に依りて選出せむとの案件を審議せしめむが爲、政治團體に非る専門家の委員會が任命せらるゝ事となつて居るから、此の委員會の審査報告に據りて比例代表制の實施方法が確立せらるゝ迄、新選舉法は未だ眞個に成立したとは云へない。余が此の稿を草する時迄、右審査委員會の經過に就て何等の報導に接しないのみならず、新選舉法のフル・テキストをも手に入るゝ事が出来なかつたので、遺憾ながら、今は持合はせたる材料に據りて、新選舉法の大體を紹介するの外ないのである。

前々號に述べたやうに、幾度か否決或は擱置しに逢つた重複投票廢止法案は又もやアスキース内閣に依つて一九一六年の春季議會に提出せられたけれど國會々期延長案とこんがらがつて又も成立を見なかつたのであるが、これは國民多數の間に大戦争に依りて生じたる舉國一致の絶好機會に乗じて、かゝる姑息の改革よりも多年の懸案をば根本的に解決せむとの熱望が熾烈であつたからである。仍で同年八月アスキース首相をして、「一般の同意に依りて」各種の問題を決定し、以て新らしき國會を成立せしむ可き或る計畫を立てたいとの提言を爲さしむるに至つた。當時の地方院總裁アルター・ロングの演説は各黨派の間各團體の間に於ける選舉法改正熱の消息を道破して居る。曰く「私は自ら信する、若し吾々の間に一致するならば、爾して政府が

之を立てることに能ふ限りの援助——それは政府が喜むで與るであらうと私は信する——その援助を與ふるならば、——私の意味を精密に云ひ現はさないから私は委員會(Committee)とは云ひたくない、委員會ではなくして代表的相談會(representative Conference)即ち選舉方法改革選舉權の改正、選舉名簿の登錄是等の三題目に就て實際意見を代表する所の各政黨ばかりでなく、各團體の相談會である。此の相互に甚しく反對する強固の意見を抱く熱心家の相談會にして我れ人共に將來に於ける我國の好望なる或る物を見むと大なる熱心を以てせる際、是等の困難に打勝たむとするならば、我が英國人の意見の大多數を纏め得る所の凡て是等三題目に對する一致したる制度を立て得るであらう」云々。

フォーター・ロングの此の意見は多くの賛成者を得、間もなく庶民院議長ロウタールは首相ア

スキースの慫慂に應じて、上下兩院議員の相談會を召集し自らこれを主宰する事になつた。Speaker's Conference とは此の相談會の謂ひである。此の相談會の結果を報告するに方つて、庶民院議長は、「私の選むだ上下兩院議員は、選舉法改正に關したる特殊の問題に就きて、國會に於ても、一國に於ても各種の政治上の意見を代表せらるゝ著名の方々と私には見へた。是等協議員の頭數は庶民院では戦争前に於ける各黨派の勢力に出来る限り割當てられた。婦人選舉權の問題に就ても、私は確めらるゝ限り各派の意見を公平に代表せしめむことを努めたけれど、然し乍ら此の重大なる題目に就て、諸紳士の意見を發見するに多くの明かなる困難が發生した」云々と演説して居る。斯くて Speaker's Conference は一九一七年春相談會の結果を國會に報告したのであるが、著るしく政見の相異れ

る上下兩院議員より成る同會が、互に交譲して一致の決議を見るに至つたるは、戦時舉國一致熱の然らしめたること云ふ迄もないが、ロウタール議長の熟練と經驗と禮容の力に負ふ所大なるものがあつた。新選舉法は畢竟此の相談會の報告を基礎として立案されたもので、其の主張は殆ど全く新選舉法の條項中に包含せられた譯であるから、重複を厭ふて此の報告書の内容紹介はこれを割愛しやうと思ふ。

七

一九一七年三月二十八日アスキース(前年十二月ロイド・ジョージはアスキースに代つて軍事内閣を組織す)は、彼が「英國の政治上最も著名なる條約の一」と述べたる Speaker's Conference の報告書を基礎として、迅速に選舉法改正案の提出されむことを政府に勧告する動議を提出した。元來婦人參政權反對者であつた彼は此機會

に於て、開戦以來婦人參政權論者が平生の亂暴なる運動をハタと止めて熱心軍國の爲に貢獻せる努力と忠勤とに對しても、彼等に選舉權を拒む能はず、今は婦人に選舉權を與へても何人も參政權論者の暴行に強制せられたと論ずることは出来ない、自分も爾今婦人參政論者に改宗したと告白した。宰相ロイド・ジョージも政府を代表して、アスキースと同一の論據よりして選舉法の改正に婦人選舉權を含ましむる動議を賛成した。而して選舉權を與る範圍をば陸海軍人に限るとの修正案は六十二對三百四十一票の少數を以て否決せられ、アスキースの決議案は通過した。是れが結果として、Speaker's Conference の決議を具體したる婦人選舉權を含むだ所謂 Representation of the People Bill は、五月十五日を以て、内務大臣サー・ジョージ・ケーツ病氣の故を以て殖民大臣ラーター・ロングに依つて

庶民院に提出せられた。

て簡單に叙べやう。

新選舉法即ち Representation of the People Bill とは、畢竟 a Bill "to amend the Law with respect to Parliamentary and local government franchises and the registration of Parliamentary and local government electors, and the conduct of elections, and to provide for the redistribution of seats at Parliamentary elections; and for other purposes connected therewith." の略稱である。全文は二十三條と六個の別表とから成り、大判用紙四十二頁に及びて居る。殊に驚く可きは、此の法案通過の結果として廢止に歸する法令の題目が小活字七頁に及ぶと云ふ事である。此の一事を以てしても、從來の英國選舉法が余の前々號に述べた通り、如何に紛糾錯雜したる歴史的遺物であることが察せらるゝ。以下余は此の法案がいよゝ兩院を通して法律となる迄の經過を極め

斯くて新選舉法案は五月廿二日内務大臣サー・ジョージ・ケーツに依て、第二讀會に附議せられた。二讀會に於て賛否の論戰激烈を極めたが、セシル卿及びサンダース大佐は反對論の急先鋒であつた。戦争に参加せる幾多の陸海軍人が來る可き總選舉に投票する能はざる際に方つて、かゝる破天荒の大改革を行ふ事には賛成し難いと云ふのが軍人側を代表せるサンダース大佐の動議の趣意であつたが、此の動議は翌廿三日四十對三百廿九票の差を以て否決せられ、直ちに全院委員會に附議せられた。而して庶民院に於ける選舉法改正案の反對論の要點は、婦人選舉權を含める空前の大改革を戦時兵馬倥傯の際一氣に斷行せむとするは暴舉である、此の如き大改革を遂げむとするには、今少し慎重に立案してこれに對する國民多數の意見を徴したる上で

なければならぬ、庶民院議長の相談會なる者は國會公式の委員會ではなく、文真正に國民の意見を代表したるものとも認められない、要するに斯る大改革を遂行するには須らく今少し立憲的手段に依らなければならぬと云ふに在つた。夫れから此の國家安危存亡の岐るゝ大時機に際して、兎角黨派心を刺戟し易き大問題を提供して舉國一致の實を破らむとするは、戦局を不利に導くものであるとの非難も少なくなかつた。

斯くて選舉法改正案は八月廿一日の夏期休會に至る迄、庶民院全院委員會に於て審議を盡し十月十六日の再開後も尙ほ同委員會は繼續せられ、十一月下旬審査を畢る迄前後會を重ねること數十回に及むだ。上に述べたる如く、Speaker's Conference の報告に基きて立案せられたる政府案に出來得る限り盲従せしめむが爲、政府の議

員に對する糾合手段は嚴重であつたが、全院委員會に於て最も議論の沸騰したる婦人選舉權及び比例代表制の分員投票に際しては、院内幹事長督勵の手は緩むで、各議員は自由決議を許さるゝに至つた。乃ちタイムス政治記者の評せる如く、此の如くして、政府の選舉法改正案は庶民院の改正案となるに至つたのである。軍國の施設に就ては、國會はあれども無きが如く、一切政府に盲従し來つた庶民院議員も、人民の自由及び權利に大關係ある此種の問題に就ては流石に英國會の本色を發揮したのである。全院委員會に於て幾多の重要な修正を受けたる選舉法改正案は、十一月卅日本會議に於て報告を終つたが、委員會に於て決定せられたる信仰上の理由を以て軍役に服せざる者に選舉權を與へざる事とせられたる修正案(下文(一)選舉權參照)に對し、政府から提案ありて、再度委員會

に附託せられたけれど、矢張り最初の修正案通り決定せられた。かくて十二月七日さしも議論の囂しかつた選舉法案も無事庶民院に於て三讀會を通過したのである。

庶民院を通過した選舉法改正案は直ちに貴族院に回送せられた。同院では十二月一日第一讀會を了り、同十七日ピール子爵に依つて第二讀會の動議は提出せられ、本年一月八日全院委員會に附託せられた。貴族院に於ても、議論の焦點は矢張り、婦人選舉權と、比例代表制の採用とであつた。庶民院の自由黨及び労働黨の主張に依つて成立つた振替投票(Alternative vote)に就いても、議論が囂しかつたが、是れは否決せられた。婦人選舉權問題をレフレンダムに問ふ可しとの動議は前述の如く否決の運命に遭遇したけれど、比例代表制の説は左様容易く壓倒し去る事は出來なかつた。同院に於ける比較代

表委員等は、餘程前から一旦庶民院で拋棄せられた Speaker's Conference の推奨した比較代表説を復活せしめむとて、庶民院に於ける同志と相應じて運動に力めて居たのであるが、一時は折角の改正案全體を不成立に終らしめむかの危機を惹起したけれど、結局兩院間の妥協を遂げて前記の結果を見たる次第である。

八

新選舉法は(一)選舉權(Franchises)、(二)選舉權登録(Registration)、(三)選舉の方法並びに費用(Method and costs of Elections)、(四)選舉區劃(Distribution of seats)の四部分に分かれて居る。(一)選舉權。男子は廿壹歳に達し、何等法律上の無資格に該當せず、而して一定の住所を有するか、又は(下に示す)實務的不動産(Business premises)の資格を有する者は選舉權を與へらる。此の資格は規定居住期間(六ヶ月)を通じ併

かも其の末日に至る迄、該選舉區内に於けるか、若くは同一都市乃至州に於ける他の國會選舉區内に於けるか、若くは其れに接近せる選舉區内に於て建物に居住する者、若くは實務的不動産を占有する者に對して與へらる。居住は他人に造作附家屋を貸したる故を以て妨げられず、但し貸與期限は規定居住期間を超過すること三ヶ月以上に亘る可からず。實務的不動産なる語は、商買又は職業の目的を以て占有せられたる一年の賃貸價格十磅以上の土地乃至他の不動産の謂である。州部選舉區に於ては、事實合名者に非る限り二人を超過せざる時は、之を協同家屋占有者として登録することが出来る。大學選舉人(University electors)は廿壹歳に達し、オクスフォード、ケンブリッジ、ロンドン其他十二大學の何れかに於て(名譽の學位に非る)學位を得たる者は大學選舉人として登録せらるる資格を

有する。規定居住期間協同若くは各個に所有者乃至借地人として該選舉區内に於ける土地若くは建物に占有したる者は誰たるを問はず與へらる、地方議會選舉權(Local government franchise)は下宿人に賦與せられない。婦人にして(イ)年齢三十歳に達し、(ロ)何等法律上の無資格に該當せず、而して(ハ)當該選舉區内に土地乃至建物に占有するが爲、地方議會選舉人として登録せらるる資格を有するか、若くは爾かく登録せらるる資格者の妻たる者は、國會議員選舉權(大學を除く)を與へらる。婦人にして年齢三十歳に達し、學位の試験に及第して男子同様の資格を有する者は、大學選舉人の資格を與へらる。陸海の軍役に服する者(縦令廿壹歳に達せざる者も)並びに商船乗組員又は海軍省や Army Council や Air Council で戦争に關したる國家重要な職業と認めたる従業者に對して選舉權を

與る持別の簡條が設けてある。これに反して、信仰上からの反對の理由を以て凡ゆる軍役(非戦闘勤務を除く)から除外せられたる者、若くは此種の反對の結果たる犯罪に對して軍律に處せられたる者は、戦争繼續中及び其の終了後五ヶ年間、國會選舉人として又は地方議會選舉人として登録又は投票の資格を失ふ。夫れから規定居住期間中通計三十日若くは夫れ以上、監獄、狂癲院、養育院、授産所(workhouse)に入りたる者は選舉權登録の資格を失ふ。然しこれが爲其の妻の選舉權に何等の結果を及ぼさない。規定居住期間(qualifying period)は一ヶ月を期間とする陸海軍役者の場合の外、一月十五日若くは七月十五日に終る六ヶ月間とす、但し孰れの場合に於ても第十五日を含むものとす。何人も總選舉の時、二選舉區以上投票することは許されない。

(二)選舉權登録 選舉人名簿は毎年二回作成せられ、其一(Spring Register)は四月十五日の始より效力を生じ、一月十五日に終る規定居住期間に於ける總ての人名を登録し、其二(Autumn Register)は十月十五日の始より效力を生じ七月十五日に終る規定居住期間に於ける總ての人名を登録する。地方議會(即ち州議會 county Council)の書記又は都市の書記は州部選舉區又は都市選舉區の選舉名簿官吏として、選舉人名簿作成に當る。但し缺任の場合代つて事務を處理する者の規定がある。選舉名簿官吏の決定に對し州裁判所に出訴する事を得るが、法律上の問題に關しては、州裁判所から更に上級裁判所に控訴する事も出来る。登録の費用は州若くは都市の負擔に歸するが、中央政府は國會の決議に依りてこれを補助する。

(三)選舉の方法並びに費用。總選舉は全國同

日に投票を行ふ。但し悪天候又は非常の事情に因りて、投票を規定の日適當に行ふ能はざる場合には、選舉官吏の見込に依りて、選舉を延期するを得。而して候補者の指名も全選舉區を通じて同日に行はる。遠隔の地に在る海陸軍人及び海員出漁したる漁夫等は代理者を通じて投票するを得。大學の選舉以外の國會議員候補者は適法の提供若くは選舉官吏(Returning Officer)の認諾す可き他の方法に依りて、選舉官吏に對して百五十磅の金額を納付(deposit)しなければならぬ。若し候補者が選舉前に死去し若くは候補を辭退するときは、件の納付金は返還せらる。而して候補者が選舉を争ふて失敗したるときと雖も、(一人乃至二人を選舉する選舉區の場合に於ては)投票せられたる全票數の八分の一を得たるとき、又二人以上を選出する選舉區の場合には、其の票數が、選舉せらる可き議員數を以

て除せられたる投票數の八分の一に達したるとき何れも納付金は返還せらる。從來一年毎に法律の效力を繼續し來つた投票法(Ballot Act)も選舉の不正不法手段を矯正する爲の諸法律も、凡て此の選舉法に依りて永久法とせられた。新選舉法の他の特色とす可きは、(一)適當に推薦せられた候補者は、該選舉區の各選舉人に對し、無郵税にて選舉に關したる事に限り重量二オンスを超過せざる一個の郵便物を發送することが出来る。(二)候補者の選舉費制限即ち、候補者(一身上の費用は除く)の使用する費用は州部選舉の場合に於ては名簿に在る選舉人一人に付き七片、都市選舉區に於ては五片を超過しては可けない規定である。

(四)選舉區劃。選舉區の區分は、國會の訓令の範圍内に於て庶民院の委員會がこれに當つた。該訓令の數多ある箇條中、大英國の議員數は大

體に於て現在と同數なる可き事、州部及び都市選舉區(倫敦のシテイ以外)にて人口五萬人以下なるときは、獨立選舉區の資格を失ふ事、人口七萬人に付き一人の議員を選出し、其れ以上は此の比例に依りて増加する事、等であつた。但し愛蘭は人口四萬三千に付き一人の割合とせられた(是れは別個の法案)。此の委員會の報告は庶民院の修正を受けて、結局下院議員數三十二名を増加し七百二名となつた。(別表あり)

九

以上は新選舉法の概要である。是れに由つて觀ても、今回の改正が振古未曾有の大戦の際と云ふが如き非常の時機に非れば到底斷行するを得ざる根本的大改革であることが明白である。重複投票の廢止と云ひ、婦人選舉權問題と云ひ、比例代表制を含める選舉區の改正と云ひ、何れも單一の案として國會に提出せられ、若くは國

會外に討議せられて、未だ法律となるの機會を得なかつたものであるが、重複投票の廢止以外は、大戦舉國一致の絶好機會に乘じ、各黨派各團體の交譲妥協に依りて、殆ど一括して多年の懸案を解決したるは、大戦が英國民に齎したる一大祝福と云はねばならぬ。新選舉法では一人で二票までは投票なる事が出来るのであるから自由黨多年の主張たる『一人一票』の目的は達せられなかつたけれど、二票以上の投票廢止は統一黨の方でも多少讓歩した譯である。今度の改正に依りて新たに選舉權を獲得する者が、從來の有權者八百數十萬人の外更に男子二百萬人と共に婦人六百萬人を加へ、總計千六百萬人以上に昇るとの事であるから、結局選舉人の數が倍加する譯である。即ち三人に付き一人の割合で選舉權を與へられた譯であるから、合衆國は將さに一躍して世界中の最も民主主義國の一

となつたのである。本年九月頃新選舉法に依りて行はるゝと云はるゝ總選舉の結果こそ、吾人が非常の興味を以て觀察する所である。一八三二年の第一回選舉法改正で、英國の政權は貴族地主の手から離れて商工業の中等社會に移つたが、一八六七年と一八八四年の兩度の改正で政權は漸く中等社會から下級社會に移動し始めた。所が新選舉法に依りて増加したる二百萬人の有權者の大部分が下級勞働社會たること明白なれば、今回の改革に依りて、英國の政權は益々下向す可きは明白である。勞働黨は來らむとする總選舉に四百人の候補者を立つる準備をして居るから、多くの選舉區に於ては、自由、統一、勞働三派の角逐を見る可く、而して次回の政府が少數の選舉人を代表すると云ふことも、決して不可能ではない。此の如く政權が益々下級社會に移動する結果が、英國の戦時及び戦後の政

策に影響する所、殆ど想像だも能はざる所である。婦人選舉權の事は戦前既に實際の政治問題となつて居たけれど、巾幗政論家の亂暴手段に顧みて、尙ほ社會多數嘲笑の目的となつて居たのであるが、遂に六百萬人と云ふ多數婦人に參政權を賦與するに至つたは、保守主義の英國人としては、非常の猛斷と云はねばならぬ。其が英國將來の政治に及ぼす可き影響の絶大なる、是れ亦吾人の想像の及ばざる程である。然し新選舉法が婦人の年齢を三十歳に制限し、單に選舉權のみを與へたるは、應て被選舉權の要求、年齢低下の主張の前提と見ねばならぬ。

銀價に關する研究(上)

小林 武 男

今次戦亂の進行と共に銀の貨幣用としての需要著しく増加し、銀價亦非常の暴騰を演じ昨年九月には倫敦銀塊相場五十五片といふ一八七八年以來の最高値に達したりしが、銀に關する世人の注意の喚起されたること前世紀末萬國複本位制の唱へられたる當時に譲らざるものあり。我國の如き銀産出額少く且銀市場をも有せざるも、世界の二大銀貨國たる支那及印度と密接なる貿易關係を有するを以て、銀に對しては常に多大の注意を拂へるが如く、新聞紙亦銀に關する記事の掲載を怠らざるが如く、なれば茲に聊か之に關する研究を試みんとす。固より全篇首尾一貫せる論文にあらず、各項ともに斷片的の

研究に過ぎざるなり。

第一 銀塊相場管見

今日世界に於ける銀市場は凡そ八ありて、東洋に於ては孟買及カルカッタ、西洋に在りては倫敦及紐育を最も主なるものとし、アムステルダム、巴里、漢堡及維納等之に次ぐ。支那は銀市場としては認められざるも銀は交換要具として多額に流通しあれば、上海の如きは絶えず多額の貯藏銀を有し其の倫敦宛爲替相場は恰も支那に於ける銀相場たるの觀を呈せるなり。

而して銀塊相場の建方は各市場に依りて異なり。今日我國の新聞紙に掲げらるゝは倫敦、紐育及印度の三種にして其の建方及び相互の關係左の如し。

(一)倫敦銀塊相場 是標準銀即ち品位九二五(四十分の三十七)の銀塊一オンスを單位として建てられ片を以て之を表はす。我國に於ける